



浦安市青少年交流活動センターご使用団体の皆様へ

浦安市青少年交流活動センター（以下「センター」という。）は主に青少年の交流及び団体生活を通じて、青少年の健全な育成を図るために設置されました。

よって、皆様がセンターを青少年団体としてご使用いただく際に、遵守いただく件を下記に纏めました。

団体申請者は下記内容をご理解いただき、貴団体の皆様に周知願います。

尚、当規約を遵守いただけない場合はセンターのご使用を制限させていただくことがありますのでご了承下さい。

<浦安市が定める条例施行規則（抜粋）>

①浦安市の定める「青少年団体」について

青少年の健全な育成を目的として組織され、その目的において使用する団体であって、センター使用時、25歳未満の者が当該団体の構成員の過半数を占めるもの。

②センターの使用を許可できない事例について

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

センターの設置の目的に反すると認められたとき。（営利目的など）

センターの管理上支障があると認められたとき。

偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき。

③使用時 規約

- ・使用団体の代表者又は使用者は、その使用権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- ・使用団体の代表者又は使用者は、その使用を終了したときは直ちに施設等を原状に回復しなければならない。
- ・使用団体の代表者又は使用者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。（スタッフに必ずご報告下さい。）

<センターの定めるご使用規約>

- ① センターの許可なく食事・酒類の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ② 食堂以外での飲食はご遠慮いただいております。
- ③ 全館禁煙となっております。館外の灰皿にてご使用下さい。
- ④ 宿泊時はシーツ・掛け布団カバー・ピロケースをご使用下さい。

皆様に上記の内容を遵守いただくことにより、末永く良い施設としてご使用いただくことができると考えております。

浦安市青少年交流活動センター 館長